# 1 入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第3	1	(6)		「共同企業体を構成するすべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。」とありますが、事業実施量等を勘案し、柔軟に設定することも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとしますが、一定程度の柔軟な設定も認めることとしま す。
2	20	第6	3	(5)	ク 凶曲	「建築一般図(各階平面図、立面図及び断面図)」とありますが、各階平面図においては「(か) 各階機器配置図(主要機器の名称を記載すること。)」、断面図においては「(エ)機器配置断面図(縦断、横断図)」と兼用してよろしいでしょうか。	兼用を可とします。

### 2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2章	第1節	1.1		「(6) ④官公署等への申請」について、建築確認申請については民間の 指定確認検査期間への提出を想定していますが、よろしいでしょうか。	民間の指定確認検査機関でも可とします。
2	8	第2章	第1節	1.2		③産業廃棄物の内、廃プラスチック類、下水道汚泥以外のものが約3割含まれていると思いますが、具体的に何が含まれるのかご教示願います。 (産業廃棄物の受入リストがあれば提供願います。)	別途、提供します。
3	9	第2章	第1節	1.2	表2 計画ごみ質	こみ組成のノークをいただけないとしょうか。	「根室市じん芥焼却場ごみ質分析試験結果」を提供いたします。なお、計画ごみ質は、平成29年度から令和3年度を用いて設定しております。令和4年度、令和5年度におけるごみ質分析試験結果については個別対応といたしますので、希望者は事務局へメールにてお問合わせください。
4	51	第2章	第2節	2. 11. 2	小僧類任体	「点検時の酸欠対策が必要なピットや水槽類は、換気設備や可搬式通風装置を設置できるようマンホール2 箇所以上を設けること。」とありますが、換気設備用のマンホールについてはサイズの指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	指定はありません。
5	78	第2章	第3節	3. 3	3.3.3 参考文献	本工事の造成工事において、本施設は都市計画法第29条2項第2号の「公益上必要な建築物」に該当すると思われます。開発行為の許可申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えておりますが、関係官庁に確認してください。
6		添付資料	2			造成計画のため、敷地の測量成果物をご提示いただけないでしょうか。	別途、提示します。

- 3 落札者決定基準に対する質問 質問なし
- 4 様式集に対する質問 質問なし

## 5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	5	1	3		アの「(平成3年法律第77号。」の文言は、3行目からの「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」直後に括弧で閉じて記載するのが適当ではないでしょうか(そちらのほうが同法律が最初に言及される箇所であるため)。	基本協定書(案)を修正します。
2	6	10	2	3			「受領者の責めに帰すことのできない」というケースの中には、①発注者、受注者双方(いずれかが受領者)に帰責事由がない場合、②秘密を開示した当事者(発注者または受注者)に帰責事由がある場合が含まれますが、前者は第3号、後者は第4号で補っているため、第3号は原案のとおりとします。
3	6	11	1	4	個人情報の保護	「発注者から提供された個人情報が記録された文書」の複写および複製につき、本基本協定の履行又は本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、また個人情報が適切に管理されることを条件に、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、利用目的によっては基本協定締結時に 協議に応じます。

### 6 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		1.11 新田事体の原出順位	本質問書に対する質問回答書が、実質的に基本契約、建設工事請負契約 及び運営業務委託契約の内容を修正する内容である場合は、当該内容は 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約に優先するとの理解 でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	17	2		権利義務の譲渡等の禁止	「本基本契約上の権利」の部分につき、前項に照らして「本基本契約上 の権利義務及び契約上の地位」とするのがよいのではないでしょうか。	基本契約書(案)を修正します。
3	7	20	2	3			「受領者の責めに帰すことのできない」というケースの中には、①発注者、受注者双方(いずれかが受領者)に帰責事由がない場合、②秘密を開示した当事者(発注者または受注者)に帰責事由がある場合が含まれますが、前者は第3号、後者は第4号で補っているため、第3号は原案のとおりとします。
4	7	21	1	4	個人情報の休護	「発注者から提供された個人情報が記録された文書」の複写および複製につき、本基本協定の履行又は本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、また個人情報が適切に管理されることを条件に、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。	

### 7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	2	総則	「第 28 条の定めるところに従って」とある箇所につき、実施設計図書の変更は第28条以外による変更もあるかと存じますので、「本約款の定めるとことに従って」といった規定とするのが適当ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
2	1	1	2	6	総則	「第4条の2」とある箇所につき「第4条」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
3	3	3	2		請負代金内訳書及び工程 表	ここでいう「工事」とは「本工事等」を指すという理解でよろしいで しょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
4	4	5	3		契約の保証	冒頭の「前項」は「第1項」が正ではないでしょうか。また、「第4項」 とある部分は「第6項」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
5	4	5	6		契約の保証	「保証の額を」の箇所 (2か所) につき、「保証の額が」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
6	4	7	2		著作権の譲渡等	実施設計図書及び工事目的物には当社のノウハウが蓄積されており、これを発注者の裁量により、各号を含む利用(公開等)を無制限に行うことは、当社がこれまでの事業で培ってきた技術的優位性を著しく損なうおそれがございます。したがいまして、本項に基づく発注者による実施設計図書及び工事目的の利用は、あくまで第76条に規定される内容の秘密保持義務を遵守する範囲で、また本事業の実施に必要な範囲で行われるものとしていただけますでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、落札者のノウハウ流出には十分留意した上で取扱うこととします。
7	5	7	5		著作権の譲渡等	実施設計図書及び工事目的物が発注者の責に帰すべき事由により第三者の有する著作権を侵害した場合は、当該第三者に対する損害賠償ほか必要な措置は、発注者の費用および責任により行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	5	7	6		著作権の譲渡等	本規定に基づく著作物の利用については、本事業の実施に必要な範囲で の利用とさせていただけますでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、落札者のノウハウ流出には十分留意した上で取扱うこととします。
9	5	8	3		一括委任又は一括下請負 の禁止	本項は、本項内に示される工事を一括して第三者に下請等することを禁 止した条項である、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	7	13	2		現場代理人及び主任技術 者等	「第21条第1項に定める請求の受理、同条第3項の決定及び通知」については、当該措置の対象が現場委代理人の交代等である場合のみ、現場代理人の権限外であるという取扱いでお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。
11	8	17	2, 3		事前調査	受注者が行うものとして合理的な内容・費用による事前調査ではその性質上どうしても事前に把握することが困難であるような瑕疵が、本工事等着手後に発覚した場合は、第25条第6項で定められる費用の負担も含めて、第27条第1項第4号または第5号に該当するケースとして当該条に基づき解決されるという理解でよろしいでしょうか。また、場合によっては第29条第1項や第31条第1項のケースにも当てはまるという理解でよろしいでしょうか。	本項においては、合理的な内容・費用による事前調査ではなく、瑕疵が 生じないように本工事等に必要な調査を行うこととしています。

### 7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
12	8	20	5		業務実施状況の確認	「第2項又は前項に基づき」の箇所は「前項に基づき」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
13	9	21	1		工事関係者に関する措置 請求)	「受注者の使用人、若しくは第8条第2項の規定により受注者から本設計を委任され若しくは請け負った者」は次項にある「下請負人等、その他受注者が本工事を施工するために使用する労働者等」と被りますので、ここでの規定は不要ではないでしょうか。	前者は設計業務、後者は建設業務について規定しており、重複する場合もありますが、本項は原案のとおりとします。
14	10	24	1		支給材料及び貸与品	5行目冒頭の「に記載したところによるもとし」は「に記載したところによるものとし」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
15	14	34	3		請負金額の変更方法等	但し書きにつきまして、本約款により発注者が負担する受注者の増加費 用および損害の額は、受注者側で実際に発生した費用・損害に基づいて 定められるべきものであり、発注者側より一定期間の経過のみをもって 一方的に決定される性質のものではないと考えますので、こちらは適用 せずあくまで両当事者の協議により額を決定するものとさせていただけ ますでしょうか。	原案のとおりとします。
16	16	39	6		不可抗力	項のナンバリングが「2」となっていますのでご修正願います。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
18	17	44	1		教育及び訓練	教育、訓練を受講する発注者の職員の人件費は発注者のご負担であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	18	47	6		前金払及び中間前金払	1行目末尾の「の」は不要ではないでしょうか。 また、最後の「第2項の規定を準用する。」は「第3項の規定を準用す る。」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
20	19	47	10		前金払及び中間前金払	本項ではいつの時点の「法定の遅延利息の率」が適用されますでしょう か。	返還義務が発生した時点で直近に公表されている法定の遅延利息の率を 適用しますが、返還義務発生時から返還をする日までにおいて、法定の 遅延利息の率が公表された場合は新たな率を適用します。
21	19	48	3		保証契約の変更	3行目に「乙」とありますが、「受注者」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
22	21	53	2		継続費に係る契約の前払 金及び中間前金払の特則	「第47条第1項及び第3項」とある箇所につき、「第47条第1項及び第4項」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
23	21	54	2		継続費に係る契約の部分 払の特則	「第47条第3項」とある箇所は「第47条第4項」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
24	21	54	3		継続費に係る契約の部分 払の特則	「第50条第5項及び第6項」とある箇所は「第50条第6項及び第7項」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
25	21	54	3		継続費に係る契約の部分 払の特則	算定式の最後の「既部分払額(前払金額を除く。)」の箇所は、「当該会計年度の既部分払額(前払金額および中間前払金額を除く。)」の意味であるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。

### 7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
NO.	Д	木	匁	7	ターイ マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	負向かい14	四台
26	21	54	4		継続費に係る契約の部分 払の特則	「9/10」から「10/10」への読み替え対象となるのは、第50条第1項、 同条第6項、および第54条第3項ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
27	26	67	3		解除に伴う措置	本項ではいつの時点の「法定の遅延利息の率」が適用されますでしょう か。	返還義務が発生した時点で直近に公表されている法定の遅延利息の率を 適用しますが、返還義務発生時から返還をする日までにおいて、法定の 遅延利息の率が公表された場合は新たな率を適用します。
28	26	67	8		解除に伴う措置	「第57条、第64条又は第65条の規定」とある箇所につき、「第59条、第 64条又は第65条の規定」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
29	27	69	1			2行目の「請負金額の 10 分の 12」とある箇所につき、第2項の規定を鑑みるに「請負金額の 10 分の1」が正ではないでしょうか。また、3行目の「支払わらなければならない」は「支払わなければならない」が正ではないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)を修正します。
30	29	76	2	3	秘密保持	ここでいう「発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない 事由により公知となった」というのは、「発注者又は落札者のうち秘密 情報の受領者の責めに帰すことのできない事由により公知となった」と の意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	「受領者の責めに帰すことのできない」というケースの中には、①発注者、受注者双方(いずれかが受領者)に帰責事由がない場合、②秘密を開示した当事者(発注者または受注者)に帰責事由がある場合が含まれますが、前者は第3号、後者は第4号で補っているため、第3号は原案のとおりとします。
31	30	77	1	4	個人情報の保護	「発注者から提供された個人情報が記録された文書」の複写および複製につき、本基本協定の履行又は本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、また個人情報が適切に管理されることを条件に、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。	

### 8 運営業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	4	1	総則	運営開始日は、現時点では基本契約書別紙1記載のとおり令和 10 年 10 月 1 日の予定であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	4	1		契約の保証	令和10年度の運営は10月1日から始まりますので、当該年度に係る保証 は10月1日までに付せばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	5	7		業務遂行	住民対応について、受託者の責めに帰すべき事由による苦情等以外については、委託者の費用負担と責任で行い、受託者はこれに協力するものとしていただけないでしょうか。	ご提案を踏まえ、運営業務委託契約書(案)を修正します。
4	3	6	1		期間	第2号にある「前項の規定にかかわらず」との規定は、「第2号に定められた運営期間にかかわらず」との意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)を修正します。
5	3	8	2		特許権等の使用	「前条 (記入者注:つまり第7条) 第2項の規定に基づく成果物の使用」 とありますが、具体的にはどのような使用を指しますでしょうか。	庁内及び市民への説明時、次期運営業務委託事業者募集時等を想定して おります。
6	4	9	2		知的財産権	本業務において当社から提供する情報、書類、図面等には当社のノウハウが蓄積されており、これを発注者の裁量により利用(第三者開示を含む)を無制限に行うことは、当社がこれまでの事業で培ってきた競合他社に対する優位性を著しく損なうおそれがございます。したがいまして、本項に基づく発注者による情報、書類、図面等の利用は、あくまで第66条に規定される内容の秘密保持義務を遵守する範囲で、また本事業の実施に必要な範囲で行われるものとしていただけますでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、落札者のノウハウ流出には十分留意し た上で取扱うこととします。
7	4	10	5		一括再下請等の禁止	当社の再委託先による再々委託やその先の委託について、都度発注者の 承諾を得たり、あるいは契約代金等の情報を提示することは実務上困難 となりますので、第5項第1文は適用しないものとさせていただけます でしょうか。	ご提案を踏まえ、運営業務委託契約書(案)を修正します。
8	12	44	3		本施設の改良保全	業務委託料の減額幅の検討にあたっては、受託者の新技術等の導入による運営業務の改良への寄与度をご考慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。	別途協議とします。
9	12	46	5		本事業終了時の明け渡し 条件	本項でいう「要求水準書等の未達成」とは、本施設が要求水準書等に規定する運営期間満了時における施設の状態を、当該時点に満足していなかったことがわかった場合を指す、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	15	54			受託者の催告によらない 解除権	本規定による契約解除は、第15条以外の規定(例えば第52条に基づき位置解除等)により運営業務委託料が3分の2以上減少した場合も可能とさせていただけますでしょうか。	第52条では、発注者による一部解除が生じた際には損害賠償を行うこと としているため、本項は原案のとおりとします。
11	16	57	7, 8		解除に伴う措置	本項に定められる物件の処分等の措置やその期間については、当社の責に帰すべき事由により契約が中途解除された場合を除いて、発注者の指示ではなく両当事者の協議により定めるものとさせていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

### 8 運営業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
12	17	60	2		受託者の損害賠償請求等	法定の遅延利息の率は契約日時点のものが適用されるとありますが、本項と同じ内容を規定している第36条第4項では遅延利息は最新のものが適用される旨規定されています。いずれが正となりますでしょうか。	支払義務が発生した時点で直近に公表されている法定の遅延利息の率を 適用し、支払義務発生時から返還をする日までにおいて、法定の遅延利 息の率が公表された場合は新たな率を適用するため、本項の記載を修正 します。
13	18	66	2	3	秘密保持	ここでいう「発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない 事由により公知となった」というのは、「発注者又は落札者のうち秘密 情報の受領者の責めに帰すことのできない事由により公知となった」と の意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	「受領者の責めに帰すことのできない」というケースの中には、①発注者、受注者双方(いずれかが受領者)に帰責事由がない場合、②秘密を開示した当事者(発注者または受注者)に帰責事由がある場合が含まれますが、前者は第3号、後者は第4号で補っているため、第3号は原案のとおりとします。
14	19	67	1	4	個人情報の保護	「発注者から提供された個人情報が記録された文書」の複写および複製につき、本基本協定の履行又は本事業の遂行に合理的に必要な範囲で行う限りにおいて、また個人情報が適切に管理されることを条件に、都度の発注者のご承諾は不要とさせていただけますでしょうか。	原則、原案のとおりとしますが、利用目的によっては運営業務委託契約 締結時に協議に応じます。
15	27	別紙3	2	(2)	運営業務委託費 C	「なお、各年度の運営業務委託料の合計額が運営期間中おいて全ての年度が同額となるよう、各年度の運営業務委託料Cにより調整する」とありますが、企業会計基準(収益認識に関する会計基準)の改訂により、収益の認識単位が契約単位から履行義務単位(年度毎)に変わりました。これにより、平準化での支払いの場合、大規模な補修を実施する年度によっては、事業者側で赤字計上となる可能性があります。適正な運営の会計処理を実施するため、DBO方式の運営費については、年度毎の履行に即した費用の支払いとさせていただけないでしょうか。	運営期間内における委託料の支払いを平準化した場合、未履行となっている大規模補修に相当する部分の支払金額は、実質的に本市から事業者への前払いの状態となります。 事業者側の会計処理では、大規模補修を履行するまでの間、当該前払いを受けた部分の金額については前受金等の適切な負債科目名をもって収益の繰延を行い、大規模補修の履行が完了した年度において繰延べた金額をまとめて収益認識することとなります。よって、大規模補修実施年度においては事業者側で一定程度多額の費用が発生しますが、収益認識される金額もこれに対応することとなり、委託料の支払いの平準化を原因とした損益悪化は生じないと認識しているため、業務委託料の支払方法は原案のとおりとします。